高第５３７号

平成２８年１２月１２日

　　事業者　各位

山口市長　渡　辺　純　忠

通所介護及び訪問介護（または現行相当）と緩和した基準によるサービスを

一体的に実施する場合の人員基準等について

平素より本市の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年１０月から開始いたしました介護予防・日常生活総合事業の実施につきましては、その実施方法について、山口県及び厚生労働省へ照会するなどして進めてまいりましたが、このたび厚生労働省の回答を踏まえ、山口県より別紙のとおり人員基準等についての解釈が示されました。

つきましては、下記のサービスを一体的に実施する場合については別紙の人員基準の解釈に従って事業実施していただきますようお願い申し上げます。

記

１　通所型サービス

① 通所介護＋通所介護相当サービス＋体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）② 通所介護＋通所介護相当サービス＋足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）

　③ 通所介護＋通所介護相当サービス＋体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）＋足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）

２　訪問型サービス

　① 訪問介護＋訪問介護相当サービス＋指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスＡ－①）

　　 ※サービス提供責任者の配置についての記載があります。

以上

山口市健康福祉部高齢福祉課

包括支援担当　樋元

〒753-8650山口市亀山町２番１号

TEL　083-934-2758

FAX　083-922-3113

E-mail:hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp